

| | 御意見の概要 | 御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方 |
|---|--|---|
| 1 | <p>『少量新規化学物質の確認に係る申出（省令第6条第1項）、高分子化合物の確認に係る申出（省令第7条）及び低生産量新規化学物質の確認に係る申出（省令第9条第1項）について、設定暗証符号による方式とし、それに伴い、現在規定している申出者コードは廃止する』</p> <p>について電子届出等の利便性向上を目的とされているが、G ビズ ID の仕様によりログインをするために多要素認証を必要としている。その際に、業務に使用できるスマートフォンを誰もが持っていることを前提としており、その条件に合わないもののことが考慮されていない。</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律を所管する部局にとっては G ビズ ID の仕様は担当外とされることは想定されるが、意見を提出したい。現在使用している申出者コードの廃止を急ぐより、その取扱いプロセスの改善を行うべきと考える。申出者コードと G ビズ ID の使用を並行して行い、G ビズ ID による方法により申出をする事業者の不都合が生じないことが確かめられてから一本化を考えたいだろうか。</p> | <p>今回の改正で、電子情報処理組織による申出については、申出者コードから設定暗証符号（例：G ビズ ID（プライム又はメンバー）等）による方式に変更となりますが、申出において紙面等による提出方法を廃止しているものではなく、設定暗証符号以外の複数の方法により申出を行うことは可能となっています。</p> |
| 2 | <p>副業をしている場合、この方法では問題が生じる可能性があり、対策を講じてほしい。具体的には、本業は会社勤務で化審法に関わる申請等の業務を行い、副業として個人事業主をしている場合、会社から提供されるメンバーアカウントと、個人事業主として利用するプライムアカウントを、別々に取得し対応することになる。G ビズ ID のマニュアル等に、一人が複数の ID を利用するケースを想定した記載がなく、また、自動応答チャットサービスでも回答が得られなかった。現状で副業をする人の利用を想定していないのであれば、現時点での省令改正は控え、副業をする人も問題なく利用できるような制度設計をしたうえで、改めて省令改正をして欲しい。</p> | <p>G ビズ ID の仕様における詳細については、担当省庁まで直接お問い合わせ下さい。なお、今回の改正においては、申請等において紙面等による提出方法を廃止しているものではなく、設定暗証符号（例：G ビズ ID（プライム又はメンバー）等）以外の複数の方法により申出等を行うことは可能となっています。</p> |

以下このような個別の御意見がございました。

| | 御意見の概要 |
|---|---|
| 3 | <p>行いたいことは分かるが、昨今小口貨物の急増やインバウンドの急増により、税関で検査に当たる人員が圧倒的に不足しており、税関検査を必要としない品目で虚偽申告されてしまうと検査をせずに素通りしてしまっている。</p> <p>税関は適切に業務をしていると主張しているが、長年貿易に携わっている身からすると検査が不十分であるといっても過言ではない。まずは、検査体制を整え、違反者に厳罰を課すなど、真面目に申告をすることを当然とすべき。</p> |